

## 第11回農林水産省政策評価会 議事録

開催日時：平成14年11月19日（火） 午前10時～12時

開催場所：農林水産省第一特別会議室

出席者：（委員）高橋委員（座長）、秋岡委員、大木委員、尾野村委員、田中委員、  
守屋委員

（当省）大臣官房企画評価課長、生産局生産振興推進室長、農林水産政策研究所評価・食料政策部長ほか

### 1．開会

（高橋座長）

ただいまから、第11回農林水産省政策評価会を開催します。

### 2．資料説明・意見交換

（高橋座長）

本日は、前回に引き続いて、実績評価に当たっての政策の体系化、いわゆる政策ツリーの問題について、各委員から意見をいただくことにしております。関係資料については委員の皆さんに事前に送付されておりますが、まず事務局より、前回評価会を踏まえた論点整理について説明をいただきます。続いて、農林水産政策研究所の政策ツリーに関する試案についても、それを踏まえた形で修正したものが提出されておりますので、その説明を受けた上で、委員の皆さんから意見をいただくことにしたいと思います。

それでは、企画評価課よりお願いします。

（企画評価課牧元調査官）

それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。「政策の体系化（いわゆる「政策ツリー」）に関する論点整理（案）」ということで、これは前回の御議論を整理させていただいたものでございます。

中身でございますけれども、1番と2番、ここは経緯等でございますが、現在の政策評価システムにつきましては、基本計画等の進捗状況等を実績評価方式により検証することで、定量的に政策効果を把握することにより評価を実施しているところでございます。しかしながら、現行のシステムにおきましては、各分野間、また各目標間の関連が明示されていない等の問題がございまして、農林水産政策全体の成果がとらえ切れていないというような問題点、そして、その上位に位置する目標の達成状況に照らしまして、真に必要とされる政策か否かを検証・評価すべきという御指摘をかねてからこの評価会でいただいているところでございます。

3番でございますけれども、このような経緯を受けまして、前回、10月4日の政策評価会におきまして、この政策ツリーの問題について御議論いただいたところでございます。前回の主要な論点というものを整理いたしますと、次のように整理できるのではないかとということでございます。

まず第1点目でございますけれども、政策ツリーの構築についてでございます。これに

つきましては、まず でございますけれども、特に透明性の観点、政策全体の意図や評価の結果をわかりやすく説明する。そういうことによりまして、透明性が一層高まる、国民の声をよりの確に行政に反映することができるようになるのではないかと御意見があったところであります。

また、 でございますけれども、政策分野間、目標間の関連や位置づけが明確化される。それによりまして、施策の有効性の検証でございますとか、政策分野、目標間での優先づけが可能となるということございまして、部局間の連携を確認しつつ効率的な政策運営も図られるようになるのではないかと。

こういうような観点から、政策ツリーの構築につきましては、政策評価の目的に合致するものであり、また、政策のマネジメントサイクルを確立する上でも有効な手法であるということから、政策ツリーの構築を推進すべきではないかという御意見ではなかったかと思っております。

また、2点目として、政策ツリーの内容でございますけれども、政策ツリーにつきましては、基本計画の理念に即しまして、上位目標を設定して、その評価に必要な下位目標を設定するというので、演繹的に目標の階層化を図るということございまして、政策の大目標、中目標を設定いたしますとともに、現行の政策分野、政策手段との関係を示すことにより評価を行うことを目指すべきではないかという御意見があったところであります。

また3点目でございますけれども、食料・農業・農村基本計画との関係でございます。ツリーの構築の基本となります現行基本計画につきましては、 として、食料自給率を頂点とする政策体系がとられているところですが、施策相互の関係が明らかになっていない。また、 として、食の安全・安心の確保に係る問題等、情勢の変化を踏まえた政策課題の積極的な取り組みを図る必要があること、等々の問題があることに留意する必要があるのではないかと御意見があったところでございます。

以上、前回の御議論として、このような論点があるのではないかと整理でございます。

(高橋座長)

それでは、引き続いて政策研究所の吉田部長からお願いします。

(吉田農林水産政策研究所部長)

農林水産政策研究所、吉田でございます。

前回、我々の政策トゥリー、体系化の試案を提示させていただきましたが、今回までの間、各目標の成果指標になるようなものは一体何かと、具体的な政策として何があるかということいろいろ検討させていただきました。前回提示したものを若干修正させていただくということから始めたいと思います。

資料2をごらんください。資料2の1ページに記述しておりますが、2ページ目をめくっていただくと、前回提示したものと今回のものと違いがわかるように整理してございます。まず第1番目でございますが、「食の安全・安心の確保」。これはそのまま同じ名前で中目標を設定しておりましたが、具体的な成果指標等を検討いたしますと、後でも説明い

たしますが、安全の確保、つまり消費者の健康不安を起こすようなものと、健康には影響はないけれども虚偽表示等で消費者に不利益をもたらすもの、これは一応成果指標は違うだろうということで、ここは中目標を2つに分けてございます。アンダーラインの部分、  
、 でございます。以下、番号がずれております。

それから大目標の2番、「農業の持続的発展・食品産業の健全な発展」。こういう並列的な、いわば自給率の分子に相当すると我々が考えている部分につきまして中目標を並べておたわけてございますけれども、食品産業についての具体的な政策を少し検討いたしましたところ、ほぼ施設整備による生産性の向上と技術の開発普及、この2つに集約されるのではないかとということでもあります。

そのままでもよろしいのですが、具体的な施策もしくは対象が、農業と食品産業につきましては大分違うということがございまして、 の「施設等の整備による生産性の向上」につきましては、農業についての部分と食品産業についての部分を一応分けるということで、小目標をつくるということにいたしました。

それから 「農業技術の開発・普及」でございます。これにつきまして、農業についての技術開発と食品産業の技術開発は一応分けるということにいたしました。

それから、これに関連いたしまして、フードシステムに関する目標という考え方もあるかと思えますけれども、高橋座長は、前フードシステム学会会長でございますし、私も学会員でございますが、フードシステムという言葉につきましては、単に食品産業だけを考えるということではなくて、生産から加工、流通、それから外食等のサービス産業、それから場合によっては経済主体としての消費、こういったものまで幅広く、しかも、ばらばらではなくて統一的に考えるということでもありますので、今回は、使いたい気はもちろんあるのですが、フードシステムという言葉は必ずしもそぐわないかなということ使っておりません。

それから大目標の3番でございますが、「農村地域の振興」でございます。前回、基本計画との対応等を検討し、中目標を4つ立てておりました。しかしながら、都市農村交流につきましては、いわば農村経済活性化の一手法でありますので、また、都市農村交流につきまして、成果指標等をいろいろ検討した結果、全農村共通にとれるような成果指標というのは都市農村交流に関してなかなかとりにくいということもあり、前者の農村経済活性化の一手法であるということが大きな理由でございますが、中目標としては、「農村経済の活性化」の中に統合してはどうかということでございます。

それからもう一つ、「農村地域の福祉の向上」というのを中目標として掲げておりましたけれども、これにつきまして、当省の政策との関係、つまり、具体的にここに政策が並ぶのだろうかというところが1つございます。それと、農村まで含めての成果指標というのがなかなかとりにくい部分がございまして、これは当初の政策との関係で、生活環境を整備して、それによって農村地域の暮らしやすさを改善していく。これが当初の政策の、農村生活に関する基本的なスタンスではないかとということで、「農村地域の福祉の向上」も「農村地域の生活環境の向上」というところに統合してはどうかということでございます。

大目標の4番、5番につきましては一切変えておりませんので、このような体系で以後のところを考えていくということでございます。

この体系で、現行基本計画との関係がどうなっているかということが参考1に整理して

ございます。前回のものと大きく違いますのは、一番上の「食の安全・安心の確保」のところに2つの中目標がぶら下がったということで、現行基本計画では「食料消費に関する施策の充実」というところに入っていたものを外へ大きく引っ張り出したということでございます。

それから食品産業に関しましては、安定供給の中に入っていたものを農業と並列的に並べ、施設整備等の生産性の向上、それから技術の開発・普及のところに農業と食品産業を並べるという格好になっております。

それから農村地域に関しましては、現行基本計画では3本立てになっておりますが、これを2本に統合する。つまり、経済活性化と生活環境に関する部分というふうに2本立てにするという整理でございます。

以上のような体系化についての前回の修正点を踏まえまして、具体的な各項目ごとの成果指標について検討したものが次の資料2の3ページでございます。

これにつきましては、私が統計分析を専門にしている者でございますので、いろいろな統計、他省のものも含めて結構知っているつもりではありますが、探してみると意外にぴったり来るものがない。特に、ニーズはあるけれども、今までほとんど調べられていなかったとか、食の安全などはそもそも最近出てきた概念でございますのでなかなかないということで、結構いろいろなところをみながら苦労して並べたものでございます。

参考2の方に整理してありますが、ここに示したものはあくまで例示、つまり、政策等の目的を検討するとこういうものが欲しいのではないかというものです。実際とれるかとれないかということにつきましては、かなり問題点があるということで整理させていただいております。

細かい表が参考2の方にありますが、まず最初に、後ろから2枚目のロジックフローで2つほど整理したものがございますので、ごらんください。今回新たに提示しました大目標、「食の安全・安心」の確保に関する成果指標、これはどんな感じになるかということで、作文でなく、フローで提示したものでございます。

安全の確保につきましては、必要なことというのは、まず「食品事故の防止」でございます。したがって、「食品事故の防止」を通じて、中目標「食の安全の確保」が図られるのではないかとございまして、具体的な成果指標として、「食の安全の確保」に関する成果指標が下に並べてあります。これはあくまで例示でございますが、食品事故による消費者被害額、これは既存統計はございません。この種のものにつきましては、私ども省ではないのですが、例えば公害等による住民の被害額の推定等は幾つか研究レベルではございますが、当然、定常的にとられている統計というのはございません。

問題点といたしまして、本来、食の安全の確保であれば、消費者被害を発生させないことを前提とする。したがって被害額ゼロが本来目標になるべきであります。ただ、いろいろ状況はありますが、我々が知らなかったようなもの、役所としても、政府としてもわからなかったような未知の危害というのは全く可能性ないとはいえないわけでございます。とりあえず推定された消費者被害額の最小化を目標にするのかなというようなことでございます。これは既存統計につきましてはございませんので、いろいろ今後検討していく必要があるのかなと思っております。

それから安心の確保でございます。右側でございますが、これは言ってみれば食品の虚

偽表示による消費者不利益の防止でございます。これにつきましては、中目標「食の安心の確保」ということで、下に成果指標の例を載せてございます。虚偽表示による消費者不利益額、これも既存データがなく、事故が起こったときにいろいろ対応しているということで、なかなか推定は困難であります。法令等の違反摘発件数データというのはございます。最近、食の安全・安心が議論になるわけでございます。今日もニュースで公取の虚偽表示摘発件数等が最高になったということをお知らせしてはおりますけれども、そういう違反摘発件数は1つ手がかりになるような成果指標かなと思っております。

問題点として、こういう違反摘発件数が大きい方がいいか小さい方がいいか、これはなかなか自明ではございません。本来小さい方がいいはずであります。今は大きい方がよく調べたということになっているということでございます。

もう一つ、ロジックで整理したものがございまして、ごらんください。これは、大目標、「農村地域の振興」に関する成果指標の設定でございます。前回、中目標を4つ置いておいたのですが、今回は2つに整理して、どういうロジックであるかということでございます。要すれば、農村地域でたくさんの方が安心して快適に生活できるということが目標でございますので、1つは経済面で「雇用の確保・増大」、これが必要であろう。そのためには就業機会が増えなければいけない。これは若干同義反復的な部分もありますが、そのためには農村経済の活性化が図られなければいけないというロジックになるかと思っております。

成果指標の例として、国のGDPに相当する地域の総生産という概念がございます。これはあまり知られていない統計ではございますが、国の国民経済計算を受けて、都道府県で県民経済計算というのを作成いたします。さらにその幾つかの県では、今では大部分の県でつくっているのですが、市町村単位の経済計算というのが作成されておまして、これがあると、市町村の総合的な経済活動が把握できるということになるかと思っております。もしこれがそろわないとすると、1次産業の代表としての農業の算出額、これは市町村単位の整理されております。あるいは工業製品出荷額、小売業年間販売額といったところが経済活動の代表的な指標になるのかなと思っております。若干データは遅いですが、そろうことはそろうということでございます。

問題点は今説明したとおりでございますが、市町村民経済計算未作成の県が若干ございますし、データがそろわない時期が若干遅いというようなことがあります。

ここで申し上げたいのは、2番の(3)でございます。要するに、農村経済活性化のために農業だけの指標をみているだけでは全体がわからない部分も少なくない。つまり、農業のウェイトがかなり高い市町村におきましても、農業自体の占めるシェアは最大で2～3割程度しかないのではないかとございまして、市町村全体の経済活動をみる必要があるということでございます。

それから生活面でございますが、「農村地域の振興」から出てきてやることとしては、「快適な地域社会の形成」「居住性の向上」「良好な景観の形成」といったような手段を必要とするだろうと思っております。中目標として「農村の生活環境の向上」でございます。これは成果指標の例が下の枠の中に入れてありますが、生活のインフラの指標が最もふさわしいと思っております。下水道整備等の比率が本当はいいのかもしれませんが、既存統計で全市町村を網羅するこういったハードのインフラ整備状況を調べた統計というのはなかなかないとい

うこと。それから、我々研究サイドでは結構はやっているのですが、景観を評価する指標、こういったものを何らかの形で活用していくことによって、生活環境指標の成果指標になり得るのではないかと考えてございます。

戻っていただきまして、参考2の細かい表でございますが、これは先ほど提示いたしました中目標単位に、成果指標の考え方と例示、その問題点を整理したもので、今、  
、それから最後の方の農村経済活性化について御説明しました。これを全部説明していくと少々細かくなりますので、幾つかポイントを絞って説明したいと思っております。

「施設等の整備による生産性の向上」、ここは「指標の考え方と例示」というところに結構細かく書いてありますが、この種の施策の基本的な目的は、生産者個人ではなかなか整備ができない大型の固定資本、農業機械、あるいは集出荷施設、ントリーエレベーター等々のものを補助金によって整備して、農業、場合によっては食品産業の生産性を向上させるということでありまして、

したがって、整備される資本というのは、民間所有といえども、基本的には社会資本であり、土地基盤整備で整備される農地等と同じ考え方ということでありまして、施策によって増加する固定資本によって、生産性がどのくらい上がったか、若干数式を書いておりますが、こういったものを明らかにするものが本来この中目標の成果指標としてとられるべきかなと思っております。

ただ、現在、過去の施策によって整備されてきた施設等の統計データがそろっていない、また、それがどのくらい使われているか、稼働状況等に関する統計もないというようなことがあり、なかなか難しいのでありますが、統計の整備を待ってこういうものを整理していくことが必要かなと考えております。

現実的にこの中目標に対する成果指標としては、実はこれはいわゆるハコモノ事業的なものがほとんどでございますので、それぞれ事業実施前に、事前評価としてB/C、つまり、費用便益分析の指標をつくることを今ほとんどすべての事業でやっておりますので、こういった指標を積み上げるというやり方もあろうかと思っております。

それからもう一つ、「担い手の確保」のところを若干御説明したいと思っております。要するに、いわゆる生産に寄与する労働力を確保するための施策であろうと思っておりますが、単に数だけというわけにもいきません。他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得を確保するような農業経営、こういったものを確保するための政策ではないかということで、主業農家、あるいは認定農業者のうち一定の所得以上の農業経営体等を指標にするかなと考えております。これにつきましては、単に既存の統計の公表の早期化が必要というだけではなく、ある種の推定をして求めていくことが必要かなと思っております。以下、細かいところになりますので、参考2の説明は省略させていただきます。

それで、最後の参考3でございます。今回の試案全体がそうですが、これはあくまで私どもが研究として行ったということで御理解いただきたいのですが、我々が今回提示した大目標と中目標のもとに、現在、先生方に評価いただいている政策評価の政策分野をこの目標の下にぶら下げてみたらどういうことになるかということで、とりあえず試案でございますが、割りつけてみたものでございます。

先生方もよくご存じのとおり、各政策分野には実にいろいろな手段が入っております。単に法律による規制だけではなく、あるいはその分野に補助金による施設整備が入っている

たり、公共事業が入っていたり、いろいろあります。それをすべて満たすように張りつけることは不可能でございますので、その中の何が主要な施策かということに着目し、その主要な施策がどこに該当するかということで割りつけをしてございます。注目した施策については、その施策が、手法として法律による規制なのか、補助事業なのか、あるいは広報活動なのか、またそれぞれの対象は何か。つまり、広く国民一般であるか、生産者であるか、消費者であるかといったことで整理してみたものでございます。

まず「食の安全の確保」の部分でございますが、当然、食品安全性についての部分はここに入りますが、品質確保対策という部分については、本来、 に入るのかもしれませんが。

それから「飼料対策」「植物防疫対策」「家畜衛生対策」「生産資材対策」、これはそれぞれの分野の中にいろいろな補助事業も入っておりますが、我々としては、その分野のメインは法律による安全性確保のための規制ではないかということで、ここに整理させていただきました。

それから「食品等の表示・規格制度」、これは「JAS法をイメージしているのですが、「食の安心の確保」のための対策であろうということであります。

それから「食料の安定供給」、大目標1番の中の中目標2つ、「食育・食生活の改善」でございますが、これについては1番と45番、食生活と米の消費、これはほぼ御議論のないところであろうと思っております。

それから「輸入の安定確保」、これは実は個別品目のところに備蓄等の政策、対策が入っているので、現在の分野でいうと7番の国際協力しか該当しないのかなと思っております。

それから生産に関しては、「優良農用地の確保」、ここは土地に関する部分が並ぶということでございます。

それから「施設等の整備による生産性の向上」、これは要するに、「農業の生産性の向上」の部分に品目別の対策が並ぶのかなと考えております。

食品産業については「食品流通対策」、これは主として卸売市場の整備を主要施策と考え、ここに整理したものでございます。

それから「担い手の確保」につきましては、ここにありますように、たくさんの施策が並びます。基本的に生産者に対する補助事業というものになるかと思えます。

それから「経営の安定」につきましては、ここに農業協同組合、災害等の施策が並ぶということでございます。

それから「需給調整・価格安定」、これも私どもの省のかなり重要な政策の柱になる部分でございますが、品目別対策の部分がここはかなりたくさん並びます。

それで、この「需給調整・価格安定」と前のページの「施設等の整備による生産性の向上」の「農業の生産性の向上」、この振り分けにつきましては、基本的に生産対策というのは前の方にもっていき、「需給調整・価格安定」につきましては、生産を伸ばすための政策も随分あるわけですけれども、需給調整の方にウェイトが高いと思われるものにつきましてこちらにもって来たということでございます。

それから「技術の開発・普及」につきましては、ここに並べたとおりでありまして、特段の問題はないかなと思っております。

それから参考3の3ページでございますが、「農村地域の振興」につきましては、「農村経済の活性化」で41番、42番、それから「農村地域の生活環境の向上」で40番、48番、

この2つが並ぶことになろうかと思えます。

それから「多面的機能の維持・発揮」、「自然循環機能の維持・増進」ここに付きましては食品産業対策等が並ぶ。以下、「地球環境保全対策」が並ぶということでございます。最後は行政の情報化と統計情報かなと思えます。

具体的に張りつけしたイメージをもっていただいた上で、前のページに戻っていただきまして、資料2の3ページをおあげください。あくまで研究というお断りをした上で、現行の政策評価分野を我々の提示した中目標にぶら下げてみて、全般にわたる問題点をもう一回整理してみたものでございます。

まず成果指標とアウトプット指標の関係でございますが、施策の効果を国民にわかりやすく説明するためには、やはり成果指標は1つであることが望ましいわけでございますが、それが難しい場合には、サブ指標等を設定する。あるいは、数値による成果指標の設定が困難な場合には、アウトプット指標、いわゆる政策活動を行った指標を用いて評価を行うことも考えてもいいのかなと思っております。なかなか難しい成果指標もございます。サブ指標やアウトプット指標を用いる場合、それはやはり成果指標との関係をロジック等で明確に説明できるようにする必要があろうかと思っております。

こういったことをやる最大の目的は、国民にわかりやすく施策を説明するというところでございますので、必要があれば、ロジック等のフローを追加して説明できるようにすることが必要かなと思えます。

それから2番でございますが、毎年度評価を本当に行う意味があるのかなのか、ここは少し議論があろうかと思えます。食生活に関する施策のように、当然、1年単位で成果を求められるのは厳しいものがございまして、こういったものにつきましては、必ずしも毎年度評価を行う必要がないのではないかと。基本計画の終了まで待って、それから評価をしてもいいのではないかと。ただし、その場合でも、毎年度評価としては、成果指標と施策の事前評価により有効性を検証した上で、アウトプット指標によって行うということを検討する必要があるかと思えます。ただ、いわゆる効率性のことを考えますと、アウトプット指標とインプットとの効率性についても評価することが必要かと思っております。

それから「必要な統計情報の整備」。これは必ずしも統計法に基づく統計というイメージではなくて、今回、成果指標を検討してみますと、本来あっていいはずの統計がない部分が随分あります。例示しましたのは、固定資本形成に関する現在価値の統計、あるいは農村の生活環境等については十分な統計がございません。代替できる統計というのもいろいろあるのですけれども、探してみますと、「帯に短し襷に長し」で、ぴったりくるものはなかなかないということがあって、ニーズに合うような形での統計データの整備が必要かと思っております。

特に、4ページでございますが、過去の施策によって整備されてきた固定資本、これが現在の価格で評価して幾らぐらいになっているのか、稼動状況がどうなっているのか、こういったものについては、少なくとも補助事業によって整備されてきたものについて、業務統計として整備し、やはり補助金を配っている国としての説明責任を果たすことが必要かなと思っております。

また、毎月公表される既存の統計について、政策評価にあわせてもう少し早くできるも

のがないのか。これは内閣府などもGDP統計等の速報、速々報という形でいろいろやっております、時代の流れとしてそういうことがありますということは申し上げておきたいと思います。

それから4番、これはかなり難しいのでありますが、要するに施策の効果を適切に評価するためには、その施策を行わなかったらどうなっていたのかということを一応検討しておく必要があるのではないかと考えております。

順序が逆になりましたが、この中目標と施策の対応につきましては、先の参考3で御説明しましたが、各分野で、実は複数の目標をもっているもののがかなりございます。具体例を挙げますと、例えば飼料対策というのがあります、これは飼料安全確保のための法律による規制の部分、それから草地造成のための公共事業、それから飼料価格安定のための配合飼料基金等による備蓄による効果、こういったものがたくさん入っております。これだけではありません。むしろ現在の政策分野の中で目標が1つに限定されるものは例外的でありまして、そういった状態ですと、政策ツリー作成のためにどこかの目標1つに割りつけるといことはなかなか難しいのですが、一方で「その際」と書いてありますが、各施策はそれぞれただ一つの中目標に対応するものということで整理していかないとツリー作成は難しいのかなと考えております。

注で書きましたが、ある政策を打ちますと、副作用、反作用的な効果も出てきます。それを考えていると、なかなかこのツリーはできないということがございまして、ここはあえて注をつけておきましたが、政策ツリー作成のための必要条件というのは、各施策の目的がユニークであって、提示された中目標のどこか1つにぶら下がり、2つにはぶら下らないということが必要かなと考えております。

以上、私どもの研究としての検討の結果をご報告させていただきました。

(高橋座長)

ありがとうございました。

後ほど各委員の皆さんに確認してほしいという事項が事務局から出されております。おおむね意見の一致が得られるかどうかということですが、それをもう一度いいますと、資料1については、政策ツリーの構築を推進することについての確認。それから資料2については3ページの、最後に説明がありました「成果指標設定と問題点の再整理」ということについて、委員の皆さんの意見が概ね一致できるかどうかという問いがかけられております。したがって、先ほど吉田部長から試案は研究のために提示したというお話がありました、この部分については事務局から提案されたものということです。それでは、資料1と2について御意見をいただきたいと思います。大きく5つの大目標、その他を含めると6つの大きな政策目標、それから中政策目標については14それぞれに貼りついていると。さらに小目標というか、具体的な政策課題が51。これは農業の分野だけでございますが、51がそれぞれの中目標についているというところでございます。いろいろ御意見をいただきたいと思います。

(秋岡委員)

前にも触れたと思うのですけれども、今回の資料で、多分委員の皆さん同じ意見だと思

いますが、ツリーとトゥリーと両方あって、何でそれが統一できないのかというのがわからないんですね。なぜできないのか。両方言い方があるというのはわかるんですけども、一つの資料で、同じ国民に対して説明するもので、同じ概念で、何でツリーとトゥリーという言い方がずっとあるのかというのが、それは一つの事柄をとて、このツリー、トゥリーの問題に限らず何か象徴しているような気がして、やはりすごくおかしいなあという感想があります。あと幾つか、少し不勉強なところもあって教えていただきたいんですが。

(企画評価課牧元調査官)

ツリーとトゥリーについて、象徴的ではないかというお話があったわけですが、私どもの方はそこまで深く考えて使い分けしたわけではないわけでございます。吉田部長からも研究の一環というお話があったところでありまして、最後の方で御説明しますが、今後これをどう生かしていくのかということになるわけですが、最終的に政策評価に反映して外向きに打ち出していくようなときには、当然そういったところの統一というのは十分図っていきたいと考えております。

(高橋座長)

ぜひ日本語読みで書いてください。英語読みではなくて日本語読みで書いていただいた方が国民にわかりやすいと思います。これは当然、最終段階では統一するというので、ただ、今回資料を公表するときにはどうしますか。

(企画評価課牧元調査官)

申しわけございませんけれども、資料につきましては、ルールとして、会議に出したものはとにかくオープンにするというルールでございますので、そこはそのまま公表させていただきますと思います。

(秋岡委員)

事情はよくわかるんですけども、このツリーということをは話し合っているときに、多分一番重要な用語について最後に調整するというのは、これは本来出発点であるはずなのに、やっぱりなにかその辺がよくわからないという感じがします。

次に、少し不勉強なところの質問なんですけれども、資料2の2ページの中目標について、項目の2番の「農業の持続的発展・食品産業の健全な発展」というところの、この食品産業というのは、一般に私などがイメージしている食品とかいう大きな食品会社ではなくて、農村の農協や生産者の人が食品産業にまで手を広げたときの食品産業というような、普通のものも含むんですね。そうすると、少し考えると両者は別のもののような気がするんですが、なぜそれを分けなくて1つなのかというのがよくわからないのです。だんだん農業の分野にも市場原理のようなものを入れていくとか、将来的に株式会社のものも入れていくことからすると、農業と食品産業とは別のものでなくて一体かもしれないんですけども、現実を考えたときに、どこまで規制を緩和していくとか、消費者に対してどういうところで良い食品産業と悪い食品産業が淘汰されていくかということを考えると、一般的な農業と、今既にある大手メーカーも入れた食品産業とは、置かれてい

る環境やレベル、国がどこまでかかわるべきか、どこまでは市場の手に委ねる、つまりだめなものをつくればその会社がつぶれるというところに任せるべきなのかということなど、違う点が多いような気がするので、これを1つにまとめてしまっているのかという点がよくわからないのです。

それからもう一つ教えていただきたいのが、横長の参考2の2枚目の「担い手の確保」というところに、「他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得」とあるんですけども、これから日本は働き方も多様化してきますし、現実的に労働時間や平均的な年収などで、他産業並みという言葉が本当に存在するのかという点がよくわからないので、そのイメージを教えていただきたいのです。また農業者でも、農業大学校へ行く人と行かない人などいろいろあって、例えばすごく教育投資をしている人間であれば、所得が人の何倍もあっても当然だし、こういうところの目標値をどのように考えればいいのか、平均値で考えられるのかなというのがよくわからない点です。

それから最後に教えていただきたいのが、後ろから2枚目について、これも少し勘違いしているかもしれないんですけど、「雇用の確保・増大」、「就業機会の確保・増大」というのがあります。これだけを読んでいると、農村で働きたいのに雇ってもらえない人が多いということが前提と読めるんですけども、むしろ逆で、働いてほしいのに働いてくれる人がいないという、後継者がいないとかそういうことの方が問題なので、何か雇用の機会を増やすというのは現実と逆の問題設定になっているような気がするんですけども、その辺を教えてください。

(吉田農林水産政策研究所部長)

まず食品産業ですが、食品産業という概念は全部の食品産業を含んでいます。ですから、農村にあるような小さな加工場をイメージしているのではなくて、食品産業全部であります。この資料2の2ページの体系図ですが、0番から始まって、1番と2番につきましては、自給率の分母、分子のイメージでもっておりまして、2番は要するに国内における農業及び食品産業の生産の増加、付加価値の増加を意図しているものでありますので、こういう並べ方をしております。食品産業という概念定義としては、食品加工業、流通業、外食産業、すべて含みます。

具体的な政策として何があるかということを私どもなりに検討した結果、我が省の食品産業に関する重要な施策としては、施設整備による生産性向上のための施策と技術開発に関する具体的な施策があるので、ここについてだけ、食品産業について農業と分けて例示したということになります。農業については、土地の確保から施設整備、担い手、経営、価格等、いろんな分野で我が省は政策を打っておりますが、食品産業について関与している部分というのは農業に比べて非常に小さくて、この2つだろうということになります。

それから担い手の確保に関する指標の表現ではありますが、これは多分、いわんとする意味はおわかりいただけと思うので、表現だけの問題だろうと思うんです。かつて、製造業と比較生産性を毎年検討することが旧農業基本法で義務づけられておりました。それで、製造業等の賃金と農業の純生産の比較検討というのは毎年白書で書いていたわけですけども、単年度ではなくて長い期間をみて、他産業並みといいますが、他産業とは何かという概念もあるので、平均的な国民の就業時間と生涯所得に対応するような農業

経営を確保する、というような趣旨でございます。

それから最後のロジックフローです。仕事はあっても働き手がないのが現在の農村ではないかという御指摘だろうと思うんですけども、特に農業については、確かにそういう面はあるんですけども、ただ、逆に若い人がどんどん農村から出ていってしまうというのは、1つは就業機会が適切にないということと、農業だけではなかなか生活が厳しいというようなことがあり、そういった農村地域を活性化するためのいろいろな政策を我が方で打っているわけでございますので、経済活性化は就業機会、雇用の確保を通じて農村地域の振興に結びつくと、こういうようなロジックでここはあくまで整理したものでございます。

(武本企画評価課長)

補足的に説明させていただきますと、恐らく秋岡委員の御関心は、実態として、農業と食品産業とで適用されるルールといたしましうか、それが違うのに、一体として取り扱うことに違和感があるということなのだろうと思うのですね。それは確かにそうでありまして、結局この場合の、政策研で試案をつくっていただいた前提に規定されている問題だろうなと思います。

食料・農業・農村基本法というのがまず平成11年にできまして、基本法では4つの理念を掲げているわけです。すなわち、「食料の安定供給」と「農業の持続的発展」と「農村地域の振興」、それから「多面的機能の維持・発揮」という4つの基本理念を実現するために、食料政策、農業政策、農村政策を展開するというのが基本法の考え方なのです。

その基本法を受けた基本計画を平成12年につくって、10年間を見通した当面5年間の計画なんですけれども、その基本計画でその4つの理念に見合う政策をどういうふうに配置するかということが書いてある。それが並列に書いてあるものだから、政策評価の際に使い勝手が悪いねということがそもそもの問題意識だったんですけども、今の基本計画上の位置づけでは、食料の安定供給の中に食品産業が入っておりまして、それはそれで一つの考え方なんですけれども、それを今回はなるべく、体系化といたしましうか、わかりやすくするためにどう柱を立てていくかということで、基本法上唯一の数値目標として自給率というものが立っていて、自給率というのは、分母が国民の消費量で分子が供給量になりますから、まずそういう柱の立て方をしたらどうかということでもあります。

そうすると、分母の方が1の「食料の安定供給」に入ってくる。分子の方が、国内生産は農業の関係になりますから、これは4つの理念の農業の持続的発展でそのままフィットするんですが、食生活そのものが多様化して食品産業が大きな位置づけを与えられてくると、その食品産業というのは分母の方ではなくて、分母もあるんですけども、むしろ自覚的に分子の世界でとらえるべきではないかというのがここでの整理の仕方なのです。

それで、考え方としては、本当は農業と食品産業を包括するような概念がありますと、そこで1本立てて、その下に農業の部分と食品産業で分けられるんですけども、そういう意味では、フードシステムという考え方はそういうトータルの概念としてあることはあるんですけども、なかなか役所の言葉としてまだ定着してないこともございますので、便宜的に、ここは並列でつないでしまっているということになります。ですから、そういう整理でここはやっているということでございます。

あともう一つ、「他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得るような農業経営」という話は、歴史的経緯としましては、旧農業基本法の他産業従事者並みの生活の均衡ということ以来、農業政策の一つの考え方なんですけれども、今の食料・農業・農村基本法の中に、将来の農業の担い手として「効率的かつ安定的農業経営」というキーワードがあります。これは法律上は別に何も書いてないんですけれども、その部分を基本計画では、ここに書いてあるように、「他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得る」そういう農業経営を、法律でいう「効率的かつ安定的な農業経営」とであると定義している関係がございまして、ここにはそれを使っているということです。御指摘のように、他産業並みの労働者時間や生涯所得ということが、実態上、多様な就業形態だとか、かなり幅のある所得状況からすると、政策の一つの考え方としてこういう定義をとることがいいか悪いかというその当否の問題はあり得ると思いますけれども、ここで整理しているのは、一応今の基本法、基本計画を前提として政策の体系化を行おうとするとどうなのかということございまして、そもそも論としては、秋岡委員の御提起された問題、それがいいのか悪いのかという問題は当然あるのではないかなと思います。

(秋岡委員)

趣旨はよくわかりましたけど、ただ、そうすると、いつも農業はほかの産業より遅れているという前提が意識としてあるということですね。

(高橋座長)

最初の秋岡委員の意見について、参考3の2ページ、「担い手の確保」の中の37番に「農業経営に関する体系的・総合的対策の推進」ということがございます。秋岡委員の言われたのは、産業として確立する食品産業と、農家あるいは農家グループがやる地場農産加工、これを一緒に施策にしたのではだめじゃないのかというニュアンスがあったと思いますが、地場農産加工はこの経営政策の中に入ってくるのであって、食品産業政策それ自体は総合食料局の施策だというふうに分けていると思うのです。

それでは、委員の方、また御意見、御質問を。

(尾野村委員)

今の秋岡委員の意見と重複するところから始めたいと思うのですが、説明されていることはよくわかるんですが、やはり国民レベルといいますか、一般の方にわかってほしいということになると、今の他産業並みの、というところは多分説得力がなくなっているのではないかなと思います。

それは、他産業の平均所得そのものが非常に格差がついてきています。したがって、銀行に行っている人と単純労働をやっている人などによって、今までは日本というのは非常に均衡というか、中間に固まっていたんですけれども、恐らく欧米のように格差が広がってくると思います。それと同様に農業の方も、既に酪農、花き、野菜などの分野では、もうサラリーマンの所得よりも高額な、年収でいくと2,000万円、3,000万円の農家もそんなに例外ではないという状況になってきていると思うんです。

したがって、農業基本法を前提とすればこういったことになるんですよと言われると、

その枠で我々もついていかななくてはいけないのかなということは考えるんですが、多分、説得力はないのではないかとどうしても危惧します。

(高橋座長)

まことに申しわけないですが、それはここで審議することじゃなくて、既にもう決まっていることですから。基本計画の中でうたわれていると。それをどう実現するか、その実現することの方策が正しいかどうかをここで評価するわけです。

(尾野村委員)

わかりました。

それから、政策ツリーのところで、0番と1番はやはり1つになるべきではないか。ここに来て食の安全・安心ということが、BSEによって脚光を浴びたためにクローズアップされているんですが、長い、例えば5年、10年のタームで考えたときには、これは1つで、考え方としては、「食料の安定供給」の食料という意味の中には、信頼できる食料というものが当然含まれていると私は理解しているので、0番と1番というのは何も分けなくても、これは1つにすべきではないのかなと感じました。

それと、これを全体として見てみますと、0番、1番のところが消費者サイド、2番のところが供給サイドで、3番、4番というのが農村というような、そういった概念のようにイメージとして受けるんですけども、果たしてそれでいいのかなということを思っています。といいますのは、消費者に軸足を置くという精神は農業政策全般にかかわってくるはずなので、分け方については、これはこれでいいのですが、評価の目的というか、この2番のところも消費者サイドに立って評価し得る、そういう精神をにじませた、意味合いを持たせたツリーにしてほしい。そうでないと、相変わらず農水省というのは生産者のための予算をここにたくさんぶら下げて、この政策を一生懸命やりたいんだなあという感じになってしまうのではないかと思っています。

それと、少し小さな話なんですが、「食の安心」という項目に関してなんですが、今回のBSEのところではやはり評価しなければいけない政策として、これは当初の予算には多分含まれてないし想定してないんでしょうけれども、やはり危機管理というものの、毎年毎年何らかの形で食料供給に対して危機というものは起こるわけですから、何もBSEだけではなくて、口蹄疫とか、大量食中毒とか、いろんな問題が起こってくるわけで、その危機管理がうまく機能しているのかどうかという、そういった評価の項目がやはり必要ではないのかなということ。また、「輸入の安定確保」というところで、国民の、消費者、生産者双方の大きな関心事項として、緊急輸入制限という問題もあると思うんです。これも輸入制限というそのものが果たしてうまく国民経済の中で機能を発揮できて、それが評価されるべきなのか、それとも偏ってしまっていたのかという、やはりそういった評価の仕方というのはあってしかるべきではないのかなと私は思いました。

(大木委員)

今、尾野村委員が食の安全と安心のところで、0番と1番に分けなくてもよいのではないかという御意見だったと思うんですけども、今回の試案の変更点として、中目標のと

ころで食の安全と安心確保というのが今まで並列だった、それを今回分けましたということ、これは私は、安全と安心というのは違うと思いますので、この分け方には賛成というか、同感です。だから、そこは尾野村委員と少し違うところです。

(尾野村委員)

いえ、僕もそこを分けるのはいいと思います。私が言ったのは0番と1番です。

(大木委員)

この分け方についても、分けることについて同感ですということです。

(高橋座長)

0番と1番ですか。

(大木委員)

はい。ただ、「食の安心の確保」というところの指標の考え方なんですけど、ここに関しては、この内容が少しというか、納得できないと思っております。というのが、そもそも、安心というものはBSEのことから始まると思うんですけども、これが日本に上陸したことが防げなかった、その後も政策が後手後手というか、とても信頼できないものになってきてしまった、くるくる変わってきたということがあって、今まで私たち消費者が信頼してきたことが信頼できなくなってきてしまったということがあります。

その政策の過ちによって、企業に対しても監視が不十分ではないかということもありますが、そのことに関しては何もここでは触れていないんですね。企業を対象にしていますから、企業はこうすべきだ、ああすべきだということはきりがないと思うんですね。そうではなくて、目標、指標として、農水省がこれから一切批判を受けるような行動をしないというところも、やはりここにはあった方がよいと思います。そういう感じで、私どもから見ると企業だけ責めているように思えるんです。企業が悪い悪い悪いというふうに。そうではなくて、その上にあった政策はどうだったんだろうということがこれではみえてこないで、そういうことにも少し触れた指標が入ってもいいと私は思いました。

(高橋座長)

あわせて、どうしても0番でなくてはいけないですかね。1番からスタートできないものかな。

(田中委員)

たくさん申し上げることはあるんですが、1、2点だけ申し上げたいと思います。

資料1でこのように整理していただいたことは非常に的確な表現で、また的確なまとめ方であると思います。問題は、こういう考え方のもとでどのように現実にツリーをつくっていくかということになるわけです。吉田部長が御説明になったこと、大きな問題から細かい問題までたくさんありますが、その中で特に3ページにある「必要な統計情報の整備」などは、ツリーという考え方で整理されて初めて出てきた問題だと思うのです。

今までは担当者が熱心に勉強して、こういう統計も要るんじゃないか、ああいう統計も要るんじゃないかということでやってきたと思うんですけども、今回のこれは、ツリーというものを考えて初めてこういう、どこが欠けているかという問題が出てきた。演繹的に大目標、中目標とつくってみたツリー自体は、先程の話のように、これからまだ検討していかなければいけませんけれども、その過程でこういうことが出てきたということは私は高く評価すべきことだと思っています。

それから尾野村委員が言及された、農業生産に重点を置いているのではという考え方も、こうやって整理して初めて問題が抽出されたわけで、木をつくってみたら、この木が随分歪んでいるということがわかってくるということかもしれません。これを、まっすぐな木にする、または今まで右に傾いていたのを左の方にもう少し政策をもっていくなどということも、このツリーという考え方が出てきたおかげでよくわかるようになったということかもしれないと思います。

ですから、これから、ツリーの大、中、小目標、あるいは各政策、手段をどのように設定していくか。そのときに、吉田部長がいわれたように、今までの政策というのはいろいろな目的をもっているわけですが、どういう整理をしていくか。中目標を一つの目標にするのか、どうするのか。あの枝からは赤い花が咲くけれども、こちらの枝からも赤い花が咲いてもいいではないかということなどをどう整理していくかという問題もありますが、私はこの資料1についてはそういう意味で大いに賛成であります。

さてそこで、試案だという参考3がわかりやすいので言いますけれども、先程から0番、1番という、私も0から始める必要はないと思うんですが、安全と安心、これを分けるのはそれはそれでいいんですけども、大木委員がおっしゃったように、「食の安心の確保」というのは本当にこれだけなのかどうなのかというのが、ちょっとわかりません。

BSEの問題があり、その後も、食肉保管・処分事業などのいろいろな問題があるときに、安全もさることながら、安心というものが非常にウェイトを持っていて、あのような政策になったのではないかと思うのですが、そうした場合に、このところをどのように書くのかなというのが1つ。

それから1番をみたときに、例えば大目標の「食料の安定供給」について、ここにあるとだけなのかという点も私は少し疑問に思うのです。「食料の安定供給」という大目標の中で、ここにある「食育・食生活の改善」と「輸入の安定確保」が本当に中項目でしょうかということももう一回考えてみる必要があるんだろうと思います。

それから、これは武本課長が説明されましたけれども、2のところをみたときに、農業の持続的発展と食品産業の健全な発展との並びというのは非常に表現に違和感を持つのです。なぜこれが1つに入っているのかという。確かにこれを2つ統合した概念の言葉があればよろしいと思うんですが、食品産業については、やはり農水省が各省とのデマケーションを主張するためにどうしても表に出さなくてはいけないのかなということさえも考えたんですけども、そこまで主張しなくても、もう少し考えようがありそうなものだと思います。

ただ、安定供給と持続的発展というのを分けるのがなかなか難しいなと。私もまだいい知恵がないので考えてみなくてはいけないのですが、ただ、農業の持続的発展と食品産業の健全な発展を対等な形で書くことが国民にわかりやすい表現なのかどうかはよくわ

かりません。

そのほか小さい問題については、また別途発言したいと思います。

(武本企画評価課長)

尾野村委員の御指摘について、よくわからなかったので教えていただきたいのですが、0と1が消費で、2が農業で、3と4が農村という対応のようだけれどもこれでいいのだろうか、消費者に軸足を置いた政策からすると、2も消費者に軸足を置いたことを配慮した形にしてほしいということであったかと思うのですが、私もそう考えるのですけれども、それはここにどういうことを、どういう整理にするとそうなるとお考えになっているのでしょうか。

(尾野村委員)

それは今、申しわけないんですけど、アイデアはないのです。ただ、僕も分け方はこうなるんだろうなと思うんですが、しかし、これだとイメージとして、従来の分類の仕方だという印象を与えてしまう、私もそう受け取らざるを得ないな、困ったなというのが心境で、こうしてほしいというアイデアはまだありません。考えます。

(吉田農林水産政策研究所部長)

難しい話がたくさんなのですが、まず、尾野村先生のおっしゃった、危機管理とか輸入の安定確保等についての対策、政策というのがここに位置づけられるかどうかという問題です。基本的に、あくまで政策担当者ではない人間の発言として聞いていただく必要があるんですが、セーフガード等の緊急輸入制限については、やはり輸入の安定確保もしくは需給調整、実際は需給調整なのだろうと思うのです。思想としては、輸入の安定確保というのは、先ほど説明しましたが、食料の安定供給として、自給率の分母であると。分母である政策をまとめたものということで、国内生産で足りないものを輸入に依存するわけで、その輸入が不安定になってはいけませんので、そこを安定的に確保すると、こういう精神になりますので、むしろ輸入を止めるような話ですと、需給調整のところで読むのかなと思います。

それから0番から始めるのは違和感があるということですが、これは私の趣味の問題ですから、番号をずらせばいいだけでありますが、ただ、あえて0という番号を使ったのは、安定供給とはちょっと別だということ。つまり、安定供給というのは単なる量の確保であって、安心・安全というのは、量はあるのだけれどもむしろ質が問題である、その質についての政策をここに抜いたという趣旨でございます。その意味では国産についても同じことが言えるわけで、輸入品だけではないということでもあります。

それから田中委員の御指摘の、ツリーを整理して初めてわかったことが随分あるということ。それは確かに私も同感でして、今回、成果指標をいろいろ考えて、とれる統計等を随分チェックした結果、やはり一番大きなところは、特に固定資本等の整備状況の統計、データがないということです。これがないと政策の効果を対外的に説明するときに非常に困るだろうなということでもあります。ここは今回の作業の中でのポイントとしてぜひ強調しておきたいと思います。これがないと、本来、補助事業でそういう施設をつくって

いくということ为国としてうまく説明できないはずなのですね。過去どれぐらいつくられていて、どれぐらいのものが使われていて、ということがうまく説明できること、これは絶対必要だろうと思います。

それから安定供給についての項目がこれだけなのかという点は、実は各政策分野の中を詳細にみていただくと、いわゆる安定供給に絡む部分がこのそれぞれの対策、政策の中に入っているんですね。それがここに明示的に載ってこないのが、本当にこれだけかということだろうと思うんです。これは政策分野のくくり方等の問題で、もう少したくさん出てくる。項目立てとしてこれ以外に何かあるのかなというのは、実は感じてはいるんですが、この「食料の安定供給」については、で需要そのものに対して働きかける政策、で国内生産で足りないものについての安定化政策、こういう整理をしたものですから、項目立てとしては少し少なくなっているということがあります。御指摘等があれば、少し検討はしてみたいと思います。

(田中委員)

今の点だけに限って言いますと、食料の安定供給という大項目の中で、「食育・食生活の改善」と「輸入の安定確保」だけが安定なんだろうかとということです。それと、要するに2番でいう農業の持続的発展というものとの関係がよくわからない形になっているのです。それをつなぐような項目、中項目か何かがありそうなものと。

新しい政策を研究所でつくるわけにはいかないから、恐らくこの整理は既存の政策を当てはめてみたということになると思うのです。本当は、安定供給の名のもとに、安定供給というのは大きな項目で非常に重要だと思うんですけども、そうするとここにどういう政策があるべきかということが出てくるはずなのです。既存の政策との関係、分類が違っているということも含めてです。安定供給ということは非常に重要な項目なので、その項目の中に、政策としてこの2つだけでしょうかという問いかけです。

(武本企画評価課長)

大木委員からの御指摘の点につきましては、私どもも別に、役所が逃げているという話ではもちろんないのですが、この「食の安全の確保」と「食の安心の確保」という柱を前提にして、51の今の政策分野を張りつけていくと何が入るかということなのです。

それと、御指摘の点は、むしろ新しい課題というのでしょうか、リスク分析論に基づいて、リスクコミュニケーションであるとか、それから、リスク管理のセクションである農林水産行政のあり方であるとか、そういう整理になってくるかと思います。ですから、それはむしろ政策分野として新しく立てないと、なかなか入りきらないのではないかという感じがありまして、この政策ツリーをつくっていく過程においては、今の1から51の政策分野をそのままということにはならなくなり、政策分野そのものの再編も必然的に伴ってくるだろうと思います。ただし、その作業も同時並行にやると何が何だかわからなくなりますので、先程申し上げましたように、今の基本法、基本計画を前提にして、51の政策分野も前提とした上で、しかしながら、世の中が変わってきたこともあり、わかりやすくするために、政策の体系化という切り口で考えるとどうでしょうかということでもありますから、不満足な点というのは当然出てきますので、御指摘は十分念頭に置きながら進めさ

せていただければと思います。

(高橋座長)

それでは、お手元にメモがいていると思いますが、守屋委員から。

(守屋委員)

資料2の最後の方の2ページでございます。時間が制約されている中で、思いつきのところがあるんですけどもお許しいただきまして、目に触れた方が理解しやすいと思って、お手元に資料を配付させていただき、それに基づいて話を進めさせていただきたいと考えております。

まず「食の安全・安心の確保」ということで、先ほど「食品事故の防止」ということの御説明がありました。私どもが食品の事故の防止といったときに、では実際にはどういうことを考えて、あるいはどういうことをやろうとしているのか、目にみえてこないものですから、食品の事故がどのように防止されるのかという結果の方が浮かび上がってこないのです。

そこで、少し思いつきで書かせていただきましたけれども、生産者と企業者、両方とも供給者の考え方ですけれども、生産者の品質管理としては農薬の使い方など、企業者の経営意識の向上としては、鮮度管理などいろいろあるかと思えます。数年前にイクラの問題で、一回戻ってきた商品を再度出してしまったとか、去年も、金沢の方で返品した牛乳を再利用してしまったとかいうことがあります。これは利益至上主義のゆえんだらうと思えます。去年の12月にアメリカのエンロンが倒産しましたが、これは利益至上主義と高株価維持政策が行き詰まって不正会計を行い、その後も修復できずに経営破綻をおこしたわけでありまして。企業者のモラルの問題とも関連してくるのですけれども、そういうものをどのようにこの「食品の事故の防止」という形に結びつけていくのか気にかけているところであります。

もう一つ、右側の方は、したがって、農薬の使い方等、何らかの監視機関を設置しないと、それはカバーできないのではないかなと考えております。保健所等がやるのかどうかよくわかりませんが、それからやはり消費者の協力が必要ではないかと考えております。

それで、本当はもっと枝が下の方に下がっていくんでしょうけれども、とりあえずはここまでといたしまして、2つ目に「食品の虚偽表示の防止」ということが説明されておりました。これも、2番目のところは上と同じような問題があるかと思ひまして、それを空白にしておいて、その下に、生産者、企業者、いわゆる供給者側ですけれども、情報の開示というと、虚偽表示という不正表示の問題で、生産高の10倍も流通しているものがあるということがありますので、やはり供給者側に、どの程度のものを仕入れて、それをどれだけ生産として出荷したかというような情報の開示というものが、ある一定規模以上の事業者にとっては必要なのではないかなと思ひます。

それから内部告発制度。これはアメリカでは大分制度化されておひまして、日本ではなかなかうまくいっていないようでございますけれども、こういういうものも運営次第では機能するのではないかなと思ひます。現実には、実際にどのようにしていくかという課題が

あるかと思えます。

先ほどの供給者側ではなくて監視機能の方でございますけれども、実際にある原材料、生産高等はこのくらいつくられているんだよということをはっきり公表すれば、供給者側の方で、嘘、粉飾といいますか、10倍も流通しているということに対する歯どめが効くのではないかなと思って書かせていただきました。

それから、担い手の問題などいろいろあるかと思えますが、「就業機会の確保・増大」にはやはり何といっても所得の向上というのが必要だろうと思えます。そして、所得の向上を達成するためには、生産種類の多様化とか生産性の向上というのが必要だろうし、これはソフトの面だとすると、ハードの面で就業環境の改善が必要だろうと考えております。就業環境の改善というのは具体的には何か。そこには道路事業とか、上下水道とか、教育の問題、生産用具の改善等があるかと思ひまして、思いつきであろうと思ひますけれども、以上書かせていただきました。あまり時間がないのでこのくらいにさせていただきます。

(高橋座長)

特に何かございますか。

それでは、私から若干コメントさせていただきたいと思ひます。長年、2年間言い続けてきたツリーがやっとうこういう形で具体化するということで、私もほっとしておりますし、事務局の、あるいは政策研究所の吉田部長等の御苦勞を多としたいと思ひます。

ただ、これをみながら感じることは、結局今までの政策分野別の評価は、いろいろな課が関連する中で、その主務課の責任という形で、分野の担当課を決めていたわけですね。ところが、このツリーでは、私は、局長が責任をもつべき政策課題だと思ひます。BSE問題に関する調査検討委員会でも、農林水産省の意思決定機構が必ずしも明確ではないという問題を指摘しているわけです。どこでどう決まったのかというのがわからない。そういう意味で、局長がこの面では責任をもつということを明確にするということで5本の柱が立っているというように私は解釈したいわけです。

まず0番については、これは1にしたいんですが、新たにできる消費安全局が担当するところであって、「食の安全の確保」のところにトレーサビリティが当然入ってくるだろうと思ひます。それから1番の「食料の安定供給」、これは総合食料局の主要な課題であろう。ただ、2の「需給調整・価格安定」はこの大きな1番に入れるべきではないのかと思ひます。それから食品産業の問題も、この1に入れるべきではないかと思ひます。

(田中委員)

1番というのは今のこの案の1番ですね。

(高橋座長)

今の1です。「食料の安定供給」の方です。というのは、2を細かくブレイクダウンしたものをみると、卸売市場制度の問題ですね。今、卸売市場についての検討会も開催していますが、これは今までは生産者サイドの卸売市場だったわけですが、それだけではだめだということが今議論になってます。まさに、そういうことから考えますと総合食料局

の主要な課題になる。

ただ、そこに分類したとしても、食品産業と農業との連携という問題が非常に大きくかかわってきますので、現在の2番の農業の持続的発展とのかかわりが出てくるだろうと思います。したがって、農業の持続的発展は経営局の主務事項だろうと。それから3番、4番、これは農村振興局の管轄のものであろう。もちろん、自然循環については食品産業との関係、あるいは消費者の食べ残しの問題などもありますので多少はかかわってきますが、主要な課題はここに入るだろう。

そうなりますと、生産局が入ってこないのです。私は生産局というのは裏方だろうと思っております。消費安全局、総合食料局、経営局、それから農村振興局は、具体的な主体がイメージとしてわくわけですね。生産局は、経営局の主体が展開するものであるということで、むしろ経営局のバックにある、あるいは総合食料局の「食料の安定供給」のところへ移した「需給調整・価格安定」、これのバックに生産局が位置づくというような形で整理できないかと考えるわけです。

いずれにしても、こういう議論ができるようになったということは非常にこの評価会としても前進したということで、高く評価させていただきたいと思います。

(吉田農林水産政策研究所部長)

先生の御指摘の中で、一番大きい部分として、食品産業の扱いの問題ということがありまして、確かに基本法でも安定供給の中に入っているんですが、食品産業というのは単に輸入品をもってきて国内に供給しているだけではなくて、輸入品を使って国内で生産して国内の付加価値を生み出すということで、農業生産も同じように、国内で生産して付加価値を生み出す。そういう意味で、自給率の分子に来るべきであるということでこういう整理をしました。ただ、若干並びが悪いという御指摘もあり、そこは私も自覚しております。

それからもう一つ、「需給調整・価格安定」は安定供給の中ではないかと。多分、田中先生が先程おっしゃったような内容でもあろうかと思うのですが、実態として、個別の需給調整政策の中にはセーフガード等の輸入を少しコントロールするというような思想のものもあるので、安定供給の中に入れた方がいいのかもしれない。それは考え方の問題かと思えます。確かに、安定供給はこれだけで少し寂しいという感じもあるんですが、我々としてはそこは考えた上で今回こういう整理をしております、個別の政策分野の張りつけのところにも、需給調整として様々な品目別の政策が並んでおりまして、このうちのかなりの部分は安定供給に近い部分もあろうかということは自覚はしております。

先生方の御指摘を踏まえて、少し先々のことを検討させていただきたいと思っております。

(高橋座長)

ありがとうございました。

(尾野村委員)

今の高橋先生の意見に関連して、ツリーを作成するとき、やはり政策の責任ということを考えますと、今の農林水産省の組織にのっとったツリー、要するに、各局別の大きな

目標、各局が抱える政策目標というものを大目標に置いたツリーの形とこの試案と、決定的にこっちがいいという理由がいま一つわからないのです。スタートですから、これで100点をもらえるというのではなく、だんだんよくなっていくのであろうし、ツリーをスタートするという意味がとても大切で、それはいいことだと思うのですが、そうだとしたら、今の組織にのっとった形のツリーをつくるのと比べてこの試案のどこが決定的にいいというふうに考えていらっしゃるのか、そこのところを少し確認したいです。

(吉田農林水産政策研究所部長)

組織を前提にはつくっておりません。要するに、もともとは大目標、最終成果指標としての自給率というのが唯一あると。自給率は分子と分母があるわけですから、分子と分母に分けました。そこに乗らない部分を安心・安全の部分だとか、農村振興だとか、多面的機能として分離しました。いわば最終成果指標から演繹的に分解していったつもりなのです。その意味では既存の組織にとらわれないでつくったということでありまして、こちらがいいかどうかということは我々が主張すべき問題ではないと思いますが、そういう考え方を御承知おきいただきたいと思います。

(尾野村委員)

確認なんです、このツリーをつくった考え方というのはわかったのですが、要するに今の組織というのは、自給率の向上という基本計画の大目標からの役割分担、分類をしたときには、ちょっと担えないところがあるという認識があつてのことなんでしょうか。

(田中委員)

関連してですが、農水省の今の組織のありようも、基本法をはじめ近年の基本的な政策にのっとって組織がえされたと思うのです。本日議論になっているこの政策ツリーと全く無関係ではない。しかしながら、ひるがえって政策ツリーというものから演繹的に物事を考えた場合に、確かに今の組織のままでいいかどうかというのは改めて議論の対象になる。本当に省内で評価されるツリーができれば、それは組織も予算も再編成されてしかるべきだし、そういうものになるはずであると私は理解しております。だから、そういうツリーを、我々をはじめ省自体が前向きに考えていただくことが今一番重要なことであると私は位置づけておりますが、いかがでしょうか。

(武本企画評価課長)

先ほど来申し上げてますように、政策ツリーというか、政策の体系化をするに当たって幾つかの前提がある中で、この体系化というのがどれほど有益な、あるいは効果的な道具になっていくかということについてのコンセンサスをまず得ていく必要があるんだろうというのが問題意識です。御指摘もいろいろあつたわけありますから。

そのときに、要するに連立方程式を解くよりは一次方程式を解くのが一番わかりやすいということで、他の状況も全部固定しておいた上で1カ所だけ変えていくというやり方が、比較するときによくわかるだろうということだったので。今の基本計画も、もともと別に組織に立脚した意識でつくっているわけではなく、その時点においてはこうではないか

という一定の政策判断でつくったものですが、それを前提にして政策評価を行ったところ、非常にやりにくいという御批判もあったわけです。そうすると、では政策ツリーというもので、その部分だけ変えていったらどうなるかということをお政策研にお願いし、政策研の立場でまとめてきたものであります。

その上で、組織との関係というのは、実際につくる過程においては、全く今の組織を無視してつくるといってもないと思いますが、かといって、田中委員がおっしゃったように、初めに組織ありきでもないのだろうと思うのです。ですから、当然、実際に農林水産省としての政策体系のようなものをつくっていくときには、組織、要するに事務を分掌している組織について、その点は十分念頭に置きながらつくっていくことになるのではないかと思います。

(高橋座長)

それでは、まだその他の議題もございますので、前に進めさせていただきたいと思えます。ただいまの意見は、恐らくもう少し練った上で、あるいは全省的な討議を経た上で固めていくものだろうと思えます。

さて、それでは資料3の、このツリーの今後の取り扱いについて、事務局より説明いただきたいと思えます。

(大臣官房企画評価課牧元調査官)

資料3をご参照いただきたいと思います。

前回、今回と非常に熱心に御議論いただきまして、各論にはいろいろ御意見はあるところがございますけれども、政策ツリーの構築を推進すべき等々につきましては共通の御意見があったと思うところがございます。これらの議論を踏まえまして、それでは具体的にどう今後に生かしていくのかということについてでございます。

まず、第1点目といたしまして、直接的に政策評価、とりわけ実績評価の中に今般の議論を何らかの形で生かしていきたいと考えておりまして、現在、実績評価につきましては、毎年度毎年度、政策評価の実施計画というものをつくっております。現在の14年度の実施計画には51の分野が羅列されているわけがございますけれども、この実施計画を改定いたしまして15年度の実施計画をつくる際には、この大目標、中目標を設定いたしまして、政策分野を整理するというのを検討させていただきたいと思っております。

それから、さまざまな御議論がございまして、特に食料・農業・農村基本計画に関する御意見もあったところがございますけれども、食料・農業・農村基本計画に関する課題につきましては、次期基本計画の策定の過程におきまして検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

(高橋座長)

確認しますが、先ほど課長が発言された51の政策分野についても、この中目標、大目標との関連で検討していく必要があるというようなことについては15年度ということになりますね。14年度は当面これでいくと。

(武本企画評価課長)

はい。より正確には15年度以降ということになります。

(高橋座長)

当然、その過程では水産と林業についてもツリーを考えていくということになりますね。

(武本企画評価課長)

はい。まず農業の分野をみて、林野、水産もやっっていこうと。

(高橋座長)

このことについて何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、前回及び今回の政策評価会の議論については、14年度政策評価等に反映されるということではありますが、特に本日の資料1に整理されている政策ツリーの構築を推進することについて、それから資料2、「成果指標設定と問題点の再整理」に整理されております指標設定の考え方等については、政策評価委員の間ではおおむね意見の一致をみたところと考えていいかどうかということについて、お諮りしたいと思います。

前はあまりこういうふうに諮るということはなくしたはずだったんですけど、今までの発言からすればおおむね方向が出ていると思います。ただ、資料2の3ページの、「毎年度評価は行わず」というようなこと、これは状況によってはあり得るということの問題提起があったということですね。

(田中委員)

資料2については、詳細はいろいろまだ議論すべき点があると思うんですが、今日は大ざっぱな議論だけだったと思うんですね。今、座長がいみじくもおっしゃった毎年度の評価は、これも一つの考え方ですけれども、私は評価しないとしても、データだけは開示を毎年すべきだと思うんですね。細かい点でいえばそういう問題とか、いろいろ資料2についてはあると思うのです。

(武本企画評価課長)

少し補足説明させていただきますと、確かに、今この資料を見るとそのように読まれてしまうなと思ったのですが、ここで書いたのは、成果指標を設定した政策評価についてです。成果指標、アウトカム指標の評価というのは毎年度やるべきかどうかということで、まず第一には成果指標とアウトプット指標との関係で、原則は成果指標をつくりなさいと。成果指標がつかれないものはあり得るでしょう、定量的にできないものもあるでしょうと。それはサブ指標をつくりなさいと。そのサブ指標と成果指標との間はロジックモデルでつなぎなさいということで、まず、成果指標はそういう意味で何らかの形でつくりなさいという大原則をつくります。その上で、評価の段階になったときに、いろいろデータの制約等があって、必ずしも成果、アウトカムベースでは評価しきれない分野もないわけではないですということを最初の3行で言っていて、そういう場合でも、5年ぐらいたてばわか

るようになるのではないのでしょうか、ただしその場合でも、毎年度の評価というのはアウトプット指標で行いなさいということです。

ですから、評価は何らかの形で行うのですが、アウトカム指標での評価を毎年行っても、データがなくて前年と同じようなことでは意味がない。だから、意味がある形で行わなくてはいけないので、それはアウトプット指標の方で毎年やりなさいというつもりで書いたものです。そこら辺、そうは読めないということの御指摘かなと思いますので、少し文章を工夫した方がいいのかもしれない。

(高橋座長)

よろしゅうございますか。

それでは、また14年度評価のための評価会がスタートした段階で再度議論になると思いますので、そのような形で、大筋としては、今の意見を踏まえて次の政策評価に反映させていただきたいと思います。

それでは、時間が大分たちましたが、議題の「その他」で、無登録農薬に関して、前回の評価会でも説明がありましたが、その後の経過も含めて追加説明をいただきたいと思います。生産局の川口生産振興推進室長から御説明いただきます。

(川口生産振興推進室長)

それでは、お手元の資料で御説明したいと思います。

「『農薬取締法の一部を改正する法律案』について」でございます。前回、無登録農薬問題の発端ですとか経緯について担当課の方から説明いたしましたけれども、それに引き続いた形で、主に無登録農薬の規制についての改正の法案を臨時国会で出しております。本日ちょうど、衆議院の農林水産委員会で午前、午後と審議をしているという状況になってございます。

改正の背景でございますが、これは御承知のように、7月末に山形県で2業者が逮捕されたということが大きく報道されております。その後、農水省の方でも、県と連携をして調査に入りましたところ、現在まで44都道府県で250の業者が農家に販売しているという状況でございます。主な農薬は、当初、ブリクトラン、ダイホルタンという殺菌剤等の殺ダニ剤が出たのですが、それ以外含めて、トータル10種類の農薬が販売されていたということがわかってございます。

こういう状況で、国産農産物の信頼を著しく損なったという状況でございます。無登録農薬についての規制の欠陥というのが浮き彫りになったものですから、これについて取り急ぎ、農薬取締法の改正をしているという状況でございます。

内容は大きく3点ございまして、1点目は水際での監視を、輸入の方の監視をするという点。それから使用の方を法的に禁止するというのが第2点目。それから3点目としては、違法な販売が行われないような罰則の強化という状況になっております。

具体的な改正内容は5つございまして、順次御説明いたします。最初の1点目が「無登録農薬の製造及び輸入の禁止」ということで、現在の法律では販売の方を禁止しておりますが、さかのぼって製造、輸入、こういったところを禁止することによって、こういう無登録農薬が出回らないような形にするということです。あわせて税関の方で、登録を受

けているかどうかという輸入品の確認などをお願いすることとしておりますし、ほかに輸入関税の品目番号等を新設しまして、チェックを効率的にするというようなことを今検討しております。

それから「輸入代行業者による広告の制限」ということで、この無登録農薬の販売が現在インターネットを経由した形で宣伝されて販売されていたという実態もございますので、輸入者に加えて、その輸入の仲立ち、媒介を行う代行業者、こういったところについても広告の制限をするということを法案の方に予定しております。

次に、3番目としまして、「無登録農薬の使用の規制」を創設しております。現行ですと、作物残留性とか土壌残留性とか、そういった農薬の使用の規制はしておりますけれども、無登録農薬につきましては、これを防除に用いることを法的に禁止するというように考えております。

それから4番目が「農薬の使用基準の設定」ということで、農林水産省と環境省と合わせた形で使用者が遵守すべき農薬の使用の基準、こういったものを食用作物などに対して作りまして、これに違反して農薬を使用してはならないということを考えてございます。

それから、これにあわせて、それを担保するための措置ということで、5番目の「法律違反の際の罰則強化」ということでございます。同じ生産資材である飼料の方とも比較しまして、罰則があるにもかかわらず、無登録農薬の販売が起こっていたという実態も踏まえまして、飼料安全法と同じようなレベルまで引き上げるという状況でございます。内容としましては、括弧内に書いてございますように、現行、改正後と、それぞれ罰則の強化を予定しております。

次に、今まで説明したものの措置をしている状況でございます。左側が現在の農薬取締法の規制の状況でございますが、右側の方が改正後ということで、二重線で囲ったところが今回の改正の法律で措置することとしている内容でございます。内容は先ほど御説明した中身でございますので、ごらんいただければと思います。

それから最後のページでございますが、今回の法律改正は臨時国会で無登録農薬の関係を重点的にやっているということで、まだ他にも食の安全のための環境の整備ということで、中段にありますように、食品安全基本法がこれから次期通常国会へ向けてトータルで出されていくわけでございますので、その中で他の関係法の整備についてもやっていきたいということで、下の枠のところにありますように、農薬関係でも1から5までございます。

1番は生産資材の使用の厳格化ということで、農薬取締法については無登録農薬の使用の規制がございますし、3番は特に食品衛生法の残留基準等との関係の整備というのにも必要になってきます。それから5番目の食品安全委員会との関係、安全性のリスク評価分析、こういったものをどうするか、今詰めているところなものですから、詰まり次第、次期通常国会でまた追加して改正していくという状況になっております。

加えまして1点、こういうことで農薬の使用規制が非常に厳しくなるといいますか、罰則もかかるということでございますが、一方で農薬の登録の促進を図らないと、現実に農家の方々、営農されているときにかかなりの支障が出ることで、前回も、森本委員から御指摘もございました。特に大きな作物といいますが、米麦は問題ないのしょうけれども、いわゆる地域の特産的な作物などは、やはりメーカーが登録をとるということですから

も、メーカーにとって収益性が少ないとどうしても登録に消極的になりがちということもございますので、これについては今月中を目途に、県の方に対して、どのような農薬の登録がどのような作物について必要なのかという調査をかけていまして、それを持ち寄った形で、あと登録の方も、例えばアブラナ科野菜でも、チンゲンサイとか、ほかにもシロナだとか、そういう同じ種類の作物はある程度、残留農薬の分析のデータの整合性がとれる、同じグループにできるものであればグルーピング化して、例えばコマツナ、チンゲンサイにデータがあるのであれば、それをシロナなど他の類似の作物の方にも分析データが適用できるようにするなど、そういうグルーピングした形で登録の促進、データの整備を図って、いわゆる地域特産的なマイナーな作物にも登録がとりやすくするようなことを現在急ぎ検討しているところでございます。簡単ですけれども、以上でございます。

(高橋座長)

何か御質問ございますか。

(田中委員)

いつも事件が起こらないとやられないという体質を改めて痛感しました。こんなことは前からわかっていたことだと思うんですが、またそのこととあわせて、逆にまた悪乗りされているところはないのかと思います。というのは、農薬取締法の手続を十分知らないもので、教えてもらいたいのですが、今お話もあったと思うんですが、無登録農薬の製造及び輸入を禁止すると。そうすると、製造しないと登録できないと思うのですが、製造する前に登録するのですか。あるいは輸入でも、日本にはない、しかし外国では有効に使われているというものを輸入する際に、登録がなければだめだということになると、輸入自体が禁止されるということになりますか。何かあらかじめ、輸入ではない形で持ち込んで登録するということになるのですか。

(川口生産振興推進室長)

試験研究用など、そういう目的のために輸入する場合には別途措置ができるようになっています。

(田中委員)

その段階で登録できますか。試験用の輸入、研究用の輸入など。

(川口生産振興推進室長)

試験用のときには例外ということで輸入はできることになっております。

(田中委員)

輸入できますね。その段階で、またすぐ登録手続ができますか。

(川口生産振興推進室長)

その手続のときには毒性のデータなど一定の試験成績を出してもらって、それで登録と

いう手続になります。

(高橋座長)

私からも1つ。登録農薬で、登録する義務について、なかなか業者任せではだめだというお話がございました。もう一つ問題は、厚生労働省の残留農薬基準がすべての登録農薬にはないと聞いております。設定が同時に行われていない。この辺の問題は今度の法改正をきっかけに何か善処されるのでしょうか。

(川口生産振興推進室長)

現在は、残留基準があれば、それを使って農薬登録等はされていますし、ないものは、別途環境省の方で、厚生労働省に依頼して、登録を保留するための基準というのを、残留基準と似たようなシステムで、ADIなどを使って設定しているということでございます。

ただ、食品衛生法の残留基準ではございませんので、規制とかそういうことではない。単に登録を保留するか登録するかどうかの判断基準ということをつくっているということで、これはかなり問題になってございますので、次期の通常国会に向けて、厚生労働省等が今検討しているようでございますけれども、農薬の登録と同時の形で残留基準が設定されるような方向で検討するというところで聞いてございます。

(田中委員)

先程聞いたことと裏腹になると思いますが、今のやり方というのは無登録農薬の販売の禁止ですね。これまで法律改正せず、販売の禁止で十分チェックできるとしていた論理はどのような論理だったのでしょうか。というのは、不十分であったら、当然とっくに改正されているべきなのです。それを現状でずっときたということはどのような論理だったのか。こういう法律は農水省の所管でもたくさんあると思うのです。そもそも、いちど法律をつくれば、何か事件が起こらないと改正しないという態度がおかしい。だから、これまでよかったのなら、今は何が悪いんですかということ、これまでのよいという論理はどのようなことだったのかということを知りたいのです。

(川口生産振興推進室長)

これまでの農薬取締法ですと、農薬というのは主に化学物質でございますので、それを製造して販売する者の多くは手続をとっておりますので、その販売のところで首根っこを締めてやればよいという状況であったんですけども、最近こういう問題が起きてきたのは、インターネットなどで輸入の媒介をやる人が出てきた、また個人輸入のようなこと、以前は化粧品やバッグなどが多かったのですが、そういう形での輸入が数年前から出てきているというのが実態で、それがだんだん大きくなってきたということです。そして今回こういう事態になり、事件まで発生したという状況でございますので、10年も20年も前から問題が内在していたという感じでは私どもはないと思っております。

(高橋座長)

いろいろあるうかと思いますが、また後ほど個別にお願いしたいと思っております。

### 3. 今後の進め方等について

(高橋座長)

さて、それでは今後の評価スケジュールについて、事務局から説明いただきたいと思えます。

(企画評価課牧元調査官)

今年の2月以降、政策評価会におかれましては、11回にわたりまして熱心な御議論をいただいたところでございます。本評価会につきましては、今回で本年は最後ということで考えているところでございます。

なお、評価会委員につきましては、毎年2月に改選を行っているということもございしますので、次回の評価会につきましては、委員改選後の来年3月を目途に考えているところでございます。

(高橋座長)

ありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上でございますが、今説明がありましたように、本日の政策評価会が本年度最後の評価会になります。来年の2月には委員の改選が予定されていますので、現メンバーでの最後の評価会になるという見込みでございます。

そこで、ここで各委員から一言ずつコメントをいただきたいというメモがありますけれども、時間の制約もありますので、委員の皆さん、特によろしいですか。

ということで、それぞれ思いはあろうと思えます。ただ、最後にこういう形でツリーが形を整え出したということはそれなりの成果があって、今後が期待されるものではないかと考えます。代表して、そういうことでコメントとさせていただきたいと思えます。

なお、本日提出されました資料は、農林水産省ホームページにより直ちに公表されることとなります。また本日の会議の議事録につきましては、これまでの扱いと同様に、委員の皆さんの確認をいただいた上で、発言者の名前を入れて公表することにしたいと思えます。

それでは、全体を通じて何か御質問、御意見ございませんでしょうか。最後ということでございますので、多少の時間のオーバーをお許しいただきたいと思えます。

(守屋委員)

何度も申し上げているんですが、政策評価の生産物として評価結果の公表資料があるのですけれども、あれはやはり専門家向けでして、一般の人が読みきれものではないと思えます。社会からいろんな意見をいただいても、ほとんど専門職の人からですから、これだけ相当な人件費をかけてつくった冊子について、薄いものも含めてですけれども、一般の人がもっと読みやすいものを概要版という形でお作りいただくことを御検討いただきたいと思えます。そうしないと、我々がやっている政策評価が本当に一般の人に効果があったかということが問題になりますし、また、実際には政策評価会自体の自己評価をしなくてはいけないのではないかなとも思っておりますので、その点につき、御配慮いただきたい

いと願っております。

(高橋座長)

ほかに何か御意見ございますか。よろしいですか。(各委員異議なし)

それでは、本日の会議はこれをもちまして閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。

以上